

# 彦根市地域防災計画【本編】

## 新旧対照表

令和5年

頁	項目	現行計画	修正内容	変更理由等
本編全体			本編・資料編およびマニュアル編の更新に伴うページズレによる参照先ページ番号の微修正実施	参照先に変更がなく、ページ番号のみの変更は、項目を集約
本編全体			組織改編に伴う部課の追加および削除	※部課名のみの変更は項目を集約
本編全体		平常時	平時	項目を集約
本編全体		緊急通報システム	災害時緊急通報システム	項目を集約
目次2	第1節 水害予防対策	3 滋賀県ため池防災データベースシステムの活用	3 滋賀県ため池データベースの活用	
	第5 農地関係冠水防除対策	3 湖岸堤防の整備と排水能力の向上	3 内水排除対策による整備と排水能力の向上	
目次8	12 浸水想定区域等内の避難行動要支援者が利用する施設への連絡体制の整備		健康推進課	担当課追加
目次8	11 「土砂災害防止法」に基づく警戒区域等の指定		健康推進課、各担当部課	担当部課追加
目次9	1 社会福祉施設等の対策	福祉保健部、危機管理課、学校教育課	福祉保健部、子ども未来部、危機管理課、病院総務課、学校教育課、生涯学習課	
目次9	2 在宅の要介	学校教育課	削除	

	護者の対策			
目次 9	3 外国人等への対策	学校教育課	削除	
目次 9	4 浸水想定区域・土砂災害警戒区域等内の避難行動要支援者が利用する施設に対する情報の伝達	福祉保健部、子ども未来部、危機管理課、通信指令課、人権政策課、学校教育課	福祉保健部、子ども未来部、危機管理課、通信指令課、人権政策課、 <b>病院総務課</b> 、学校教育課、 <b>生涯学習課</b>	担当課追加
目次 14	第3節 大規模事故災害に対応する活動体制	3 事故災害警戒本部 <b>対策</b> の設置・運営・閉鎖	3 事故災害警戒本部の設置・運営・閉鎖	
目次 15	5 緊急輸送の実施	危機管理班、公有財産管理班、社会福祉班、交通対策班、市社会福祉協議会	危機管理班、公有財産管理班、 <b>生活環境班</b> 、 <b>清掃センター班</b> 、社会福祉班、 <b>交通政策班</b> 、市社会福祉協議会	
目次 16	2 公共施設の危険度判定および応急対策	公有財産管理班、都市計画班、建築住宅班	公有財産管理班、都市計画班、 <b>建築班</b>	
目次 18	1 避難所の開設	教育部、市民環境部	教育部、市民環境部、 <b>総務部</b>	
目次 18	2 避難所の運営	教育部、市民環境部	教育部、市民環境部、 <b>総務部</b>	
目次 18	3 避難所の閉鎖	教育部、市民環境部	教育部、市民環境部、 <b>総務部</b>	
目次 18	1 保健衛生活動	健康推進班、生活環境班	健康推進班、 <b>障害福祉班</b> 、生活環境班	
目次 18	1 一般廃棄物	清掃センター班	<b>生活環境班</b> 、清掃センター班	

	処理																																				
目次 19	1 住宅関連の障害物除去	建築住宅班		住宅班																																	
目次 19	2 住宅の応急修理	建築住宅班		住宅班																																	
目次 19	3 応急仮設住宅の設置	建築住宅班		住宅班、建築班																																	
目次 19	4 住宅の再建支援	建築住宅班		住宅班																																	
本編第1部 1-3-2	3 気象 (2) 降水量	また、彦根の月別降水量は6~7月が多く、9月がこれに次ぐ。つまり梅雨前線による降雨が台風によるものを上回っており、瀬戸内型気候区の特徴と似ている。		また、彦根の月別降水量（平年値）は7月が最も多く、次いで6月、9月となっている。つまり梅雨前線による降雨が台風によるものを上回っており、瀬戸内型気候区の特徴と似ている。																																	
1-3-6	1 人口	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人口</th> <th>世帯数</th> <th>人口密度 (人/k㎡)</th> <th>1世帯当たり人口</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>113,647</td> <td>48,212</td> <td>577.3</td> <td>2.36</td> <td>令和2年国勢調査</td> </tr> <tr> <td>111,483</td> <td>49,260</td> <td>566.3</td> <td>2.26</td> <td>令和4年3月末現在人口</td> </tr> </tbody> </table>			人口	世帯数	人口密度 (人/k㎡)	1世帯当たり人口	根拠	113,647	48,212	577.3	2.36	令和2年国勢調査	111,483	49,260	566.3	2.26	令和4年3月末現在人口	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人口</th> <th>世帯数</th> <th>人口密度 (人/k㎡)</th> <th>1世帯当たり人口</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>113,647</td> <td>48,212</td> <td>577.3</td> <td>2.36</td> <td>令和2年国勢調査</td> </tr> <tr> <td>111,493</td> <td>50,383</td> <td>566.3</td> <td>2.21</td> <td>令和5年3月末現在人口</td> </tr> </tbody> </table>			人口	世帯数	人口密度 (人/k㎡)	1世帯当たり人口	根拠	113,647	48,212	577.3	2.36	令和2年国勢調査	111,493	50,383	566.3	2.21	令和5年3月末現在人口
人口	世帯数	人口密度 (人/k㎡)	1世帯当たり人口	根拠																																	
113,647	48,212	577.3	2.36	令和2年国勢調査																																	
111,483	49,260	566.3	2.26	令和4年3月末現在人口																																	
人口	世帯数	人口密度 (人/k㎡)	1世帯当たり人口	根拠																																	
113,647	48,212	577.3	2.36	令和2年国勢調査																																	
111,493	50,383	566.3	2.21	令和5年3月末現在人口																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>総数 昼間人口</th> <th>流出人口</th> <th>流入人口</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			総数 昼間人口	流出人口	流入人口	根拠					<table border="1"> <thead> <tr> <th>総数 昼間人口</th> <th>流出人口</th> <th>流入人口</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			総数 昼間人口	流出人口	流入人口	根拠																		
総数 昼間人口	流出人口	流入人口	根拠																																		
総数 昼間人口	流出人口	流入人口	根拠																																		

		114,609	22,329	23,259	平成 27 年 国勢 調査	113,885	21,790	22,028	令和 2 年 国勢 調査		
	3 産業	本市の統計(平成 30 年)によると、事業所の総数は約 4,800 箇所、総従業員数は約 52,000 人である。					「平成 28 年経済センサス・活動調査」によると本市の事業所の総数は約 4,800 箇所、総従業員数は約 52,000 人である。				
第 2 部 2-1-3	第 2 ため池対策	3 滋賀県ため池防災データベースシステムの活用					3 滋賀県ため池データベースの活用				
		市は、この「滋賀県ため池防災データベースシステム」を活用し、老朽危険度の高いものから改修に努める。					市は、この「滋賀県ため池データベース」を活用し、老朽危険度の高いものから改修に努める。				
2-1-16	3 道路、橋りょう、鉄道等主要な施設の耐震化	道路、橋りょう、鉄道等の主要な施設の施設管理者は、必要に応じ速やかに施設の耐震点検を行うなど、耐震化等の対策を計画的かつ速やかに実施するよう努めるものとする。					道路、橋りょう、鉄道等の主要な施設の施設管理者は、必要に応じ施設の点検を行い、結果に基づき、補強や修繕を講じるものとする。また、耐震化の対策についても検討を行うものとする。				
	5 落下物などの除去	阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋や家具の下敷きとなって多くの人命が失われた。また、災害の状況によっては、ブロック塀などの倒壊や瓦・看板・窓ガラス・外装材等の落下などの原因による犠牲者が発生することが考えられる。よって、地震時の人的被害を与えるおそれのある物に関して、公共施設等では事前にその除去や防止のための改良・工夫を実施するとともに、家庭や事業所に対して家具等の転倒防止方法等の普及や耐震診断・耐震補強の促進を啓発する。					阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋や家具の下敷きとなって多くの人命が失われた。また、災害の状況によっては、ブロック塀などの倒壊や瓦・看板・屋外広告物・窓ガラス・外装材等の落下などの原因による犠牲者が発生することが考えられる。よって、地震時の人的被害を与えるおそれのある物に関して、公共施設等では事前にその除去や防止のための改良・工夫・定期点検等を実施するとともに、民間施設の所有者に対し、定期点検等の実施に関して啓発・指導を行う。また、家庭や事業所に対して家具等の転倒防止方法等の普及や耐震診断・耐震補強の促進を啓発する。				
2-1-22	第 1 市街地の整備(都市再開発)	市内の住宅総数に対する木造率(令和 4 年 1 月現在)は 78 パーセントであり、老朽木造率(昭和 25 年建築基準法制定以前に建築されている木造建築物の比率)は 11 パーセントである。					市内の住宅総数に対する木造率(令和 5 年 1 月現在)は 78 パーセントであり、老朽木造率(昭和 25 年建築基準法制定以前に建築されている木造建築物の比率)は 10 パーセントである。				

		特に旧城下町に当たる市街地の城西地区で26パーセント、城東地区で25パーセント（ただし、重要伝統的建造物を除く）と老朽木造率は高い。	特に旧城下町に当たる市街地の城西地区で26パーセント、城東地区で24パーセント（ただし、重要伝統的建造物を除く）と老朽木造率は高い。	
2-1-25	5 その他建築物の防災対策		(6) 公共施設等の屋外広告物等については、落下・飛散等を事前に防止するため、その除去や防止のための改良・工夫・定期点検等を実施するとともに、民間施設の所有者に対し、定期点検等の実施に関して啓発・指導を行う。	
2-1-26	第3 緑とオープンスペースの整備	彦根総合運動場	彦根総合スポーツ公園	
2-1-29	3 道路環境の整備	(2) 道路の緑化を推進し、良好な道路環境を整備する。特に、延焼遮断帯としての役割が期待される道路や避難上重要な道路については、植栽は難燃性樹種を選定する。	(2) 良好な道路環境を整備し、安全の確保に努める。	
	4 橋りょうの整備	(1) 幹線道路の橋りょう耐震調査および落橋防止対策を実施する。 (2) 一級河川に架かる道路橋の耐水害性および耐震性の点検を行うとともに、老朽化が著しく、洪水時や地震時に落橋・破損の危険性が高い橋りょうは、架け替えや、耐震構造に補強を行う。 (3) 交通のネックとなる幅員の狭い橋りょうの架け替え、拡幅を行う。 (4) 新設の橋りょうについては、免震構造を積極的に導入し、また架け替えの場合も可能な範囲で免震構造とする。	(1) 橋長2m以上の橋りょうについて、5年に1回の頻度で点検を実施し、「彦根市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、修繕を行うものとする。 (2) 交通のネックとなる幅員の狭い橋りょうの架け替え、拡幅の検討を行う。 (3) 新設の橋りょうについては、免震構造を積極的に導入し、また架け替えの場合も可能な範囲で免震構造とする。	
2-3-13	12 浸水想定区域等内の避難行動要支援者が利用する施設への連絡体制の整備	【担当課】危機管理課、社会福祉課、高齢福祉推進課、障害福祉課、幼児課、各担当部課	【担当課】危機管理課、社会福祉課、高齢福祉推進課、障害福祉課、幼児課、健康推進課、各担当部課	

2-3-16	11 「土砂災害防止法」に基づく警戒区域等の指定	【担当課】危機管理課、道路河川課、社会福祉課、高齢福祉推進課、障害福祉課、幼児課	【担当課】危機管理課、道路河川課、社会福祉課、高齢福祉推進課、障害福祉課、幼児課、健康推進課、各担当部課	
2-3-19	第1 避難施設等の対策	また、要配慮者および男女のニーズの違い、性的指向・性自認等に配慮した避難場所環境整備の充実を図る。	また、要配慮者および男女のニーズの違い、性的指向・性自認等に配慮した避難場所環境整備の充実を図るとともに、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。	
2-3-23	(ア) 避難場所としての機能の整備	(ア) 避難場所としての機能の整備 市は、避難所に選定される学校等の耐震化の推進を図るとともに、要配慮者が利用しやすいようバリアフリー化に努めるものとする。  (イ) 防災活動拠点としての強化	(ア) 避難場所としての機能の整備 市は、避難所に選定される学校等の耐震化の推進を図るとともに、要配慮者が利用しやすいようバリアフリー化に努めるものとする。  (イ) 性暴力・DVの防止 性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。  (ウ) 防災活動拠点としての強化	
2-3-25	指定避難所一覧(地震)	施設一覧	削除	資料編と重複
	指定避難所一覧(水害)	施設一覧	削除	資料編と重複
	指定緊急避難場所一覧	施設一覧	削除	資料編と重複

	(地震)			
	指定緊急避難場所一覧 (土砂災害)	施設一覧	削除	資料編と重複
	指定緊急避難場所一覧 (水害)	施設一覧	削除	資料編と重複
2-3-26	第2 避難行動要支援者対策 1 社会福祉施設等の対策	以下の避難行動要支援者対策を推進する。	以下の要配慮者支援対策および避難行動要支援者対策を推進する。	
2-3-27	2 在宅の要介護者の対策	【担当課】福祉保健部、危機管理課、通信指令課、 <b>学校教育課</b>	【担当課】福祉保健部、危機管理課、通信指令課	
2-3-28	3 外国人等への対策	【担当課】危機管理課、人権政策課、観光交流課、 <b>学校教育課</b>	【担当課】危機管理課、人権政策課、観光交流課	
2-3-29	4 浸水想定区域・土砂災害警戒区域等内の避難行動要支援者が利用する施設に対する情報の伝達	【担当課】福祉保健部、子ども未来部、危機管理課、通信指令課、人権政策課、学校教育課	【担当課】福祉保健部、子ども未来部、危機管理課、通信指令課、人権政策課、 <b>病院総務課</b> 、学校教育課、 <b>生涯学習課</b>	
2-3-49	4 初動医療体制の整備	(3) 彦根休日急病診療所は、診療 <b>設備</b> の整備・充実を図る。	(3) 彦根休日急病診療所は、診療 <b>体制</b> の整備・充実を図る。	
第3部 3-1-2	1 動員基準と配備体制 (警戒第2号)	ア 次の警報の1以上が本市に発表され、かつ、災害の発生が大きく予想されるときで、危機管理監・ <b>総務部長</b> ・ <b>都市建設部長</b> ・消防長が協議し、必要と認めるとき	ア 次の警報の1以上が本市に発表され、かつ、災害の発生が大きく予想されるときで、危機管理監・ <b>人事部長</b> ・ <b>建設部長</b> ・消防長が協議し、必要と認めるとき	
		イ 南海トラフ地震臨時情報に(巨大地震警戒・巨大地震	イ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注	



		注意) が発表されたとき、 または、その他の場合で、危機管理監が、必要と認めたとき	意) が発表されたとき、 または、その他の場合で、危機管理監が、必要と認めたとき	
3-1-3	(2) 動員配備体制表 ア 風水雪害等、地震災害、事故災害		表 (別紙 1 参照)	
3-1-4	イ 原子力災害		表 (別紙 2 参照)	
3-1-5	2 災害警戒本部体制 (1) 市災害警戒本部体制図 ア 風水雪害等、地震災害、事故災害		表 (別紙 3 参照)	
3-1-6	イ 原子力災害		表 (別紙 4 参照)	
3-1-7	(2) 災害警戒本部室 (事故災害警戒本部室、原子力災害警戒本部室)		市役所本庁舎が被災した場合は、彦根市スポーツ・文化交流センターに設置する。	追記
3-1-8	3 災害対策本部体制 (1) 市災害対策本部体制図		表 (別紙 5 参照)	
3-1-9	(2) 災害対策本部室		市役所本庁舎が被災した場合は、彦根市スポーツ・文化交流センターに設置する。	追記
3-1-11	ア 本部会議名	文化スポーツ部長	スポーツ部長	

	簿	都市建設部長 歴史まちづくり部長	人事部長 観光文化戦略部長 建設部長 都市政策部長	
	イ 本部連絡員 名簿		表（別紙6参照）	
3-1-12	(17) 組織編成 ア 市災害対策 本部の組織編成 (部別班編成)		表（別紙7参照）	
3-1-14 ～	(18) 事務分掌 ア 市災害対策 本部の事務分掌 危機管理班	(11) 広域応援要請に関する事。	(11) 広域応援要請（庁内調整を除く。）に関する事。	
	企画振興部 部内各班共通	(1) 企画振興部が担当する避難場所等の開設および運営、 避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への 避難誘導に関する事。 (2) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	(1) 企画振興部が担当する避難場所等の開設および運営、 避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への 避難誘導に関する事。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関する事。 (3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	
	スポーツ部	文化スポーツ部 部内各班共通 (1) 文化スポーツ部が担当する避難場所等の開設および 運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所 等への避難誘導に関する事。	スポーツ部 部内各班共通 (1) スポーツ部が担当する避難場所等の開設および運営、 避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への 避難誘導に関する事。	
		国スポ・障スポ推進班 (1) 国スポ・障スポ主会場整備地での災害対策に係る県等 との連絡調整に関する事。	国スポ・障スポ総務班 (1) 国スポ・障スポ主会場整備地での災害対策に係る県等 との連絡調整に関する事。	

		文化振興班 (1) ひこね市文化プラザ、彦根市高宮地域文化センターおよびみずほ文化センターの災害対策に関すること。	国スポ・障スポ競技班 (1) 国スポ・障スポ総務班実施事項の応援	
	総務部	契約監理班 (1) 主要食糧、衣料、燃料その他必要物資の調達に関する こと。 (2) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	契約監理班 (1) 主要食糧、衣料、燃料その他必要物資の調達に関する こと。 (2) 物的支援の受援に係る庁内調整に関する こと。 (3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	
	人事部		部内各班共通 (1) 人事部が担当する避難場所等の開設運営および避難 誘導に関する こと。 (2) 他班実施事項の応援(部外を含む。) 人事班 (1) 職員の動員派遣に関する こと。 (2) 勤務時間外における市民等からの連絡対応に関する こと。 (3) 公務災害補償に関する こと。 (4) 被災職員に対する給付および援助に関する こと。 (5) 人的支援の受援に係る庁内調整に関する こと。 働き方・業務改革推進班 (1) 人事班実施事項の応援	
	福祉保健部	高齢福祉推進班 (1)~(8) 略	高齢福祉推進班 (1)~(8) 略 (9) 健康推進班実施事項の応援	
		健康推進班 (6) 予防注射に関する こと。	健康推進班 (6) 予防接種に関する こと。	
	観光文化戦略部		観光文化戦略部 部内各班共通 (1) 観光文化戦略部が担当する避難場所等の開設および	

			<p>運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。</p> <p>(2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。</p> <p>(3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)</p> <p>観光交流課</p> <p>(1) 観光資源、観光施設等の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。</p> <p>(2) 観光客(訪日外国人を含む。)に対する安全確保に関すること。</p> <p>(3) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関すること。</p> <p>エンタテインメント班</p> <p>(1) 部内の他班実施事項の応援</p> <p>文化財班</p> <p>(1) 文化財の災害対策に関すること。</p> <p>文化振興班</p> <p>(1) ひこね市文化プラザ、高宮地域文化センターおよびみずほ文化センターの災害対策に関すること。</p>	
建設部	<p><b>都市</b>建設部</p> <p>交通対策班</p> <p>(1) 交通途絶箇所および交通う回路の情報収集等に関すること。</p> <p>(2) 災害時の交通規制の統制等交通に関すること。</p> <p>(3) 鉄道、バス等緊急輸送手段の確保に関すること。</p> <p>(4) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。</p> <p>(5) 道路河川班実施事項の応援。</p> <p>建築住宅班</p>	<p>建設部</p> <p>市街地整備班</p> <p>(1) 彦根駅東土地区画整理事業区域内管理地および駅周辺地区における危険状況および被害状況の調査報告に関すること。</p> <p>(2) 彦根駅東土地区画整理事業区域内管理地および駅周辺地区における災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。</p> <p>(3) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援</p> <p>建築班</p>		

		<p>(1) 市有建築物の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告に関すること。</p> <p>(2) 市営住宅の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告に関すること。</p> <p>(3) 避難所その他の仮設建築物の建築に関すること。</p> <p>(4) その他営繕に関すること。</p> <p>(5) 道路河川班実施事項の応援。</p>	<p>(1) 市有建築物の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告に関すること。</p> <p>(2) 避難所その他の仮設建築物の建築に関すること。</p> <p>(3) その他営繕に関すること。</p> <p>(4) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援</p>	
	都市政策部	<p>歴史まちづくり部</p> <p>(1) 歴史まちづくり部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。</p> <p>(2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。</p> <p>都市計画班</p> <p>(1) 公園および街路樹の災害対策に関すること。</p> <p>(2) 二次災害防止のための被災宅地危険度判定調査に関すること。</p> <p>(3) 部内の他班実施事項の応援</p> <p>(4) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援</p> <p>景観まちなみ班</p> <p>(1) 屋外広告物の被害状況の調査報告に関すること。</p> <p>(2) 部内の他班実施事項の応援</p> <p>(3) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援</p> <p>市街地整備班</p> <p>(1) 彦根駅東土地区画整理事業区域内管理地および関連事業の施行地ならびに駅周辺地区における危険状況および被害状況の調査報告に関すること。</p> <p>(2) 彦根駅東土地区画整理事業区域内管理地および関連</p>	<p>都市政策部</p> <p>(1) 都市政策部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。</p> <p>(2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。</p> <p>(3) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援</p> <p>都市計画班</p> <p>(1) 公園および街路樹の災害対策に関すること。</p> <p>(2) 二次災害防止のための被災宅地危険度判定調査に関すること。</p> <p>建築指導班</p> <p>(1) 二次災害防止のための被災建築物応急危険度判定調査に関すること。</p> <p>(2) 被災建築物の復旧のための建築相談に関すること。</p> <p>交通政策班</p> <p>(1) 交通途絶箇所および交通回路の情報収集等に関すること。</p> <p>(2) 災害時の交通規制の統制等交通に関すること。</p> <p>(3) 鉄道、バス等緊急輸送手段の確保に関すること。</p>	

		<p>事業の施行地ならびに駅周辺地区における災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。</p> <p>(3) 部内の他班実施事項の応援</p> <p>(4) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援</p> <p>文化財班</p> <p>(1) 文化財の災害対策に関すること。</p> <p>(2) 部内他班実施事項の応援</p>	<p>(4) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。</p> <p>住宅班</p> <p>(1) 市営住宅の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告に関すること。</p>	
	教育部	学校 ICT 推進課	学校 ICT 推進班	
3-1-21 ～	エ 原子力災害時の分掌事務 (災害対策本部の分掌事務と併せて実施)	<p>企画振興部</p> <p>まちづくり推進班</p> <p>(1) 原子力災害に係る相談窓口の開設および運営に関すること。</p> <p>(2) 原子力災害の中長期対策期における相談窓口の国および県との連絡調整に関すること。</p> <p>広報戦略班</p> <p>(1) 避難、屋内退避等の広報に関すること。</p> <p>(2) 安定ヨウ素剤の配布に係る広報に関すること。</p> <p>(3) 飲食物の出荷制限および接種制限、放射線の影響による健康被害等に係る広報に関すること。</p> <p>(4) 原子力災害の影響による庁舎移転時の広報に関すること。</p> <p>人権政策班</p> <p>(1) 避難行動要支援者への避難および屋内退避等の情報伝達に関すること。</p>	<p>企画振興部</p> <p>企画班</p> <p>(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。</p> <p>まちづくり推進班</p> <p>(1) 原子力災害に係る相談窓口の開設および運営に関すること。</p> <p>(2) 原子力災害の中長期対策期における相談窓口の国および県との連絡調整に関すること。</p> <p>情報政策班</p> <p>(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。</p> <p>広報戦略班</p> <p>(1) 避難、屋内退避等の広報に関すること。</p> <p>(2) 安定ヨウ素剤の配布に係る広報に関すること。</p> <p>(3) 飲食物の出荷制限および接種制限、放射線の影響による健康被害等に係る広報に関すること。</p> <p>(4) 原子力災害の影響による庁舎移転時の広報に関すること。</p> <p>人権政策班</p> <p>(1) 避難行動要支援者への避難および屋内退避等の情報伝達に関すること。</p>	

			(2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事 人権・福祉交流会館班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。	
	スポーツ部	文化スポーツ部 スポーツ振興班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。 国スポ・障スポ推進班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。 文化振興班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。	スポーツ部 スポーツ振興班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。 国スポ・障スポ総務班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。 国スポ・障スポ競技班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。	
	人事部		人事部 人事班 (1) 原子力災害に関する相談担当者の調整に関する事。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。 働き方・業務改革推進班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。	
	福祉保健部		社会福祉班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。	
		高齢福祉推進班 (1) 避難行動要支援者への避難および屋内退避等の情報伝達に関する事。	高齢福祉推進班 (1) 避難行動要支援者への避難および屋内退避等の情報伝達に関する事。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。	
	観光文化戦略部		観光文化戦略部 観光交流班 (1) 原子力災害時の観光に係る相談対応に関する事。 (2) 旅行客に対する風評被害等の影響の軽減に関する事。 (3) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。 エンタテインメント班	

			(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 文化財班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 文化振興班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。	
	産業部		農業委員会班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。	
	建設部	都市建設部 建設管理班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 道路河川班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 交通対策班 (1) 広域避難時の輸送手段の確保に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 建築班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。	建設部 建設管理班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 道路河川班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 市街地整備班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。  建築班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。	
	都市政策部	歴史まちづくり部 都市計画班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 景観まちなみ班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 市街地整備班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。  文化財班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。	都市政策部 都市計画班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 建築指導班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 交通政策班 (1) 広域避難時の輸送手段の確保に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 住宅班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。	
			教育部 教育総務班	



			<p>(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 学校教育班</p> <p>(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 学校 I C T 推進班</p> <p>(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 学校支援・人権・いじめ対策班</p> <p>(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 生涯学習班</p> <p>(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 彦根城博物館班</p> <p>(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 図書館班</p> <p>(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。</p>	
3-1-26	3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖	ア 次の警報の1以上が本市に発表され、かつ、災害の発生が大きく予想されるときで、危機管理監・ <b>総務部長</b> ・ <b>都市建設部長</b> ・消防長が協議し、必要と認めるとき	ア 次の警報の1以上が本市に発表され、かつ、災害の発生が大きく予想されるときで、危機管理監・ <b>人事部長</b> ・ <b>建設部長</b> ・消防長が協議し、必要と認めるとき	
3-1-28	(5) 災害対策本部体制の解除・災害対策本部および現地災害対策本部の閉鎖	市本部長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、危機管理監、 <b>総務部長</b> 、 <b>都市建設部長</b> 、消防長と協議を行い、災害対策本部体制の配備を解除または災害警戒本部体制あるいは警戒体制へ移行し、災害対策本部および現地災害対策本部を閉鎖する。	市本部長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、危機管理監、 <b>人事部長</b> 、 <b>建設部長</b> 、消防長と協議を行い、災害対策本部体制の配備を解除または災害警戒本部体制あるいは警戒体制へ移行し、災害対策本部および現地災害対策本部を閉鎖する。	
3-1-30	南海トラフ地震関連解説情報	<a href="https://www.data.jma.go.jp/svd/epcv/data/nreq/info_criterion.html">https://www.data.jma.go.jp/svd/epcv/data/nreq/info_criterion.html</a>	<a href="https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nreq/info_criterion.html">https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nreq/info_criterion.html</a>	
3-1-31	(1) 配備の決定		南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。	
3-1-32	(4) 災害対策本	災害対策本部体制の配備が決定されたときは、市役所本庁	災害対策本部体制の配備が決定されたときは、市役所本庁	

	部の設置・運営	<p>舎4階災害対策本部室に災害対策本部を設置し、配備された職員は、災害対策本部体制の事務分掌表（P3-1-14参照）に基づき、各種災害対応業務を実施する。</p> <p>なお、市役所本庁舎が被災したときは、消防本部3階大会議室に災害対策本部を設置する。</p>	<p>舎4階災害対策本部室に災害対策本部を設置し、配備された職員は、災害対策本部体制の事務分掌表（P3-1-14参照）に基づき、各種災害対応業務を実施する。</p>	
3-1-35	(1) 配備の決定	<p>市長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、危機管理監、総務部長、消防長のほか災害種別に応じた関係部長と協議を行い、必要に応じて、事故災害警戒本部体制の配備を決定する。</p>	<p>市長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、危機管理監、人事部長、消防長のほか災害種別に応じた関係部長と協議を行い、必要に応じて、事故災害警戒本部体制の配備を決定する。</p>	
	3 事故災害警戒本部体制の設置・運営・閉鎖	3 事故災害警戒本部対策の設置・運営・閉鎖	3 事故災害警戒本部の設置・運営・閉鎖	
	(4) 事故災害警戒本部体制の解除・事故災害警戒本部の閉鎖	<p>本部長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、危機管理監、総務部長、消防長のほか災害種別に応じた関係部長と協議を行い、事故災害警戒本部体制の配備を解除し、事故災害警戒本部を閉鎖する。</p>	<p>本部長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、危機管理監、人事部長、消防長のほか災害種別に応じた関係部長と協議を行い、事故災害警戒本部体制の配備を解除し、事故災害警戒本部を閉鎖する。</p>	
3-1-38	(1) 配備の決定	<p>市長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、危機管理監、総務部長、市民環境部長、消防長と協議を行い、必要に応じて、原子力災害警戒本部体制の配備を決定する。</p>	<p>市長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、危機管理監、人事部長、市民環境部長、消防長と協議を行い、必要に応じて、原子力災害警戒本部体制の配備を決定する。</p>	
3-1-39	(4) 原子力災害警戒本部体制の解除・原子力災害警戒本部の閉鎖	<p>本部長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、総務部長、市民環境部長、消防長と協議を行い、原子力災害警戒本部体制の配備を解除し、原子力災害警戒本部を閉鎖する。</p>	<p>本部長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、人事部長、市民環境部長、消防長と協議を行い、原子力災害警戒本部体制の配備を解除し、原子力災害警戒本部を閉鎖する。</p>	
	(4) 災害対策本部体制の解除・災害対策本部の閉鎖	<p>市本部長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、危機管理監、総務部長、市民環境部長、消防長と協議を行い、災害対策本部体制の配備を解除または災害警戒本部体制あるいは警戒体制へ移行し、災害対策本部を閉鎖する。</p>	<p>市本部長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、危機管理監、人事部長、市民環境部長、消防長と協議を行い、災害対策本部体制の配備を解除または災害警戒本部体制あるいは警戒体制へ移行し、災害対策本部を閉鎖する。</p>	

3-2-3	※関係各班	土木施設被害（都市施設、公営住宅含む） 道路河川班、都市計画班、交通対策班、 <b>建築住宅班</b>	土木施設被害（都市施設、公営住宅含む） 道路河川班、都市計画班、交通政策班、 <b>建築班、住宅班</b>	
3-2-4	※各部の情報統括班	文化スポーツ部    スポーツ振興班  都市建設部    建設管理班 歴史まちづくり部    都市計画班	スポーツ部    スポーツ振興班  人事部    人事班 観光文化戦略部    観光交流班 建設部    建設管理班 都市政策部    都市計画班	
3-2-9	ア 広域輸送拠点	(ア) 広域陸上輸送拠点： <b>彦根総合運動場</b> （松原町）	(ア) 広域陸上輸送拠点： <b>彦根総合スポーツ公園</b> （松原町）	
3-2-9	イ 市内配送拠点	災害の状況に応じて、広域輸送拠点から届けられる救援物資を受入れ、市内の避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分け・配送等を行う拠点として、市内配送拠点（文化交流センター、農村環境改善センター、(株)中通等）を設置する。	災害の状況に応じて、広域輸送拠点から届けられる救援物資を受入れ、市内の避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分け・配送等を行う拠点として、市内配送拠点（ <b>彦根市スポーツ・文化交流センター</b> 、農村環境改善センター、(株)中通、 <b>福山通運（株）彦根営業所</b> 等）を設置する。	
3-2-11	(3) 輸送方法	災害時における輸送は、市内配送拠点（文化交流センター、農村環境改善センター、(株)中通等）において、以下、略	災害時における輸送は、市内配送拠点（ <b>彦根市スポーツ・文化交流センター</b> 、農村環境改善センター、(株)中通、 <b>福山通運（株）彦根営業所</b> 等）において、以下、略	
3-2-14	第4節 応援要請・受援等	災害が発生し、市長が市単独では災害の対応が困難と判断したときは、自衛隊の災害派遣要請を県に要求する。	災害が発生し、市長が市単独では災害の対応が困難と判断したときは、 <b>彦根市災害時受援計画に基づき</b> 、自衛隊の災害派遣要請を県に要求する。	彦根市災害時受援計画の作成に伴う追加
3-2-14	イ 緊急の場合（直接通知または通信途絶の場合）	陸上自衛隊第3 <b>戦車</b> 大隊長	陸上自衛隊第3 <b>偵察戦闘</b> 大隊長	
3-2-18	参照		*彦根市災害時受援計画【別冊参照】	
3-3-4	※各部の避難場		(担当班は各部により選定（詳細な割り当ては彦根市職員	

	所関係班	避難場所関係班 企画振興部 企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館 文化スポーツ部 スポーツ振興班、国スポ・障スポ班、文化振興班 総務部 人事班、財政班、働き方・業務改革推進班、税務班、債権管理班、契約監理班、議会班、出納・監査班 市民環境部 生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班 福祉保健部 社会福祉班、高齢福祉推進班 子ども未来部 幼児班、幼稚園保育所班 産業部 農林水産班、地域経済振興班 教育部 学校教育班、生涯学習班、文化振興班	災害時初動マニュアル参照)) 開設・運営等を担当する各部 企画振興部 スポーツ部 総務部 人事部 市民環境部 福祉保健部 子ども未来部 観光文化戦略部 産業部 建設部 都市政策部 上下水道部 教育部	
3-3-7	参照		*彦根市職員災害時初動マニュアル 【参考資料 3.避難場所等参照】	
3-3-22	2 公共施設の危険度判定および応急対策	【担当班】公有財産管理班、都市計画班、 <b>建築住宅班</b>	【担当班】公有財産管理班、都市計画班、 <b>建築班</b>	
3-3-26	(1) 危険物施設	また、必要に応じて、応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、市民の立入制限、退去等の措置、広報活動等	また、必要に応じて、応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、市民の立入制限、退去 <b>および危険物施設の所</b>	

		を行う。	有者等に対する使用停止命令、応急措置実施命令等の措置、広報活動等を行う。
3-3-28	(4) 毒物劇物、危険物等の流出に対する応急対策	また、必要に応じて、付近船舶に対する航行の制限、禁止および移動命令を行い、付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置等を行う。	また、必要に応じて、 <b>危険物施設の所有者等に対する応急措置実施命令を行うほか</b> 、付近船舶に対する航行の制限、禁止および移動命令を行い、付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置等を行う。
3-3-32	(1) 安定ヨウ素剤服用の決定	放射性ヨウ素による健康被害の発生が予想され、国（原子力規制委員会）が服用を決定したときは、国または県の指示に基づき、医療機関と連携して、市民に対する安定ヨウ素剤の予防服用措置を実施する。	放射性ヨウ素による健康被害の発生が予想され、国（原子力規制委員会）が服用を決定したときは、国または県の指示に基づき、 <b>医療機関等</b> と連携して、市民に対する安定ヨウ素剤の予防服用措置を実施する。
3-4-7	1 避難所の開設	【担当班】教育部、市民環境部	【担当班】教育部、市民環境部、 <b>総務部</b>
	2 避難所の運営	【担当班】教育部、市民環境部	【担当班】教育部、市民環境部、 <b>総務部</b>
3-4-9	3 避難所の閉鎖	【担当班】教育部、市民環境部	【担当班】教育部、市民環境部、 <b>総務部</b>
3-4-17	1 保健衛生活動	【担当班】健康推進班、生活環境班	【担当班】健康推進班、 <b>障害福祉班</b> 、生活環境班
3-4-18	(3) 検病調査および健康診断	災害の状況に応じて、県が編成する検病検査班、救護班と連携して、被災地の検病検査および健康診断を実施する。	災害の状況に応じて、 <b>保健所と連携して</b> 、被災地の検病検査および健康診断を実施する。
3-4-19	(8) 患者等の入院	被災地区において感染症患者または保菌者が発生した場合は、県の感染症指定医療機関に速やかに収容する。 なお、交通途絶のため県の感染症指定医療機関に入院することができない場合は、県知事が指定医療機関以外の病院・診療所に移送する。	被災地区において感染症患者または保菌者が発生した場合は、 <b>感染症予防法に基づき、感染症の類型に応じて保健所と連携しながら適切に対応する。</b>
3-5-1	第1節 災害ボランティアの受入れ	【基本方針】 災害が発生し、全国各地から被災者の救援等のため被災地に赴くボランティアが多数予想される場合は、市社会福祉	【基本方針】 災害が発生し、全国各地から被災者の救援等のため被災地に赴くボランティアが多数予想される場合は、 <b>協定に基づ</b>



		協議会等と連携して災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、その活動を支援する。	き、市社会福祉協議会等と連携して災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、その活動を支援する。	
1 災害ボランティアセンターの設置	災害発生後、多数の災害ボランティアの申し出が予想される場合には、彦根市福祉センター内に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録等の業務を行う。	災害発生後、多数の災害ボランティアの申し出が予想される場合には、彦根市福祉センターまたは支援活動を実施するために最適な場所に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録等の業務を行う。		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ボランティアニーズの把握および情報提供</li> <li>(2) ボランティアの受入れおよび受付</li> <li>(3) 活動に関する事前説明（活動形態、宿泊、内容等）</li> <li>(4) ボランティア活動保険の加入手続</li> <li>(5) ボランティア活動情報の集約、管理</li> <li>(6) 市本部との連絡調整</li> <li>(7) 県および県災害ボランティアセンターとの綿密な連携</li> <li>(8) その他必要な活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災情報の把握</li> <li>(2) ボランティアニーズの把握</li> <li>(3) 災害ボランティアの募集、受付</li> <li>(4) 災害ボランティア活動の情報発信</li> <li>(5) センター、災害ボランティア活動および災害ボランティアの宿泊先等に関する各種相談、問い合わせへの対応</li> <li>(6) ボランティア活動保険の加入手続</li> <li>(7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理</li> <li>(8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援</li> <li>(9) 市災害対策本部との以下の情報の共有 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被災状況・避難情報</li> <li>イ インフラ等の復旧計画・復旧情報</li> <li>ウ ボランティアによる支援活動の状況</li> <li>エ 特に支援を必要とする者の情報</li> <li>オ その他災害ボランティア活動に必要と甲および乙が認める情報</li> </ul> </li> <li>(10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等</li> <li>(11) その他センターの活動に必要な業務ボランティアニーズの把握および情報提供</li> </ul>		

		<p>(3) 災害ボランティアコーディネーターの確保および派遣要請  災害ボランティアセンターは、災害ボランティアコーディネーターの確保に努める。  なお、災害ボランティアコーディネーターが不足する場合には、県災害ボランティアセンターに対して派遣を要請する。</p>	<p>(3) 災害ボランティアコーディネーターの確保および派遣要請  災害ボランティアセンターは、災害ボランティアコーディネーターの確保に努める。  なお、災害ボランティアコーディネーターが不足する場合には、県災害ボランティアセンターに対して派遣を要請する。</p> <p>(4) 資機材等の確保  災害ボランティアセンターは、ボランティア活動等に必要資機材等の確保を図る。</p>	
3-5-6	1 住宅関連の障害物除去	【担当班】 建築住宅班	【担当班】 住宅班	
	2 住宅の応急修理	【担当班】 建築住宅班	【担当班】 住宅班	
3-5-7	3 応急仮設住宅の設置	【担当班】 建築住宅班	【担当班】 住宅班、建築班	
第4部 4-1-4	4 住宅の再建支援	【担当班】 建築住宅班	【担当班】 住宅班	
4-3-2	※各施設を所管する班	公営住宅 建築住宅班	公営住宅 住宅班	





# 彦根市地域防災計画

【本編】

別紙

令和5年

別紙 1

(2) 動員配備体制表

ア 風水雪害等、地震災害、事故災害

動員	警戒第 1 号			警戒第 2 号			災 対 第 1 配 備	災 対 第 2 配 備	災 対 第 3 配 備
本部室	危機管理監			危機管理監 本部連絡員			本部長、副本部長、本部長付き、 危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員		
事務局	-			本部事務局長、危機管理班（全 員）、秘書班、総務班（班編 成）、公有財産管理班（班編 成）、広報戦略班			本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、 公有財産管理班（班編成）広報戦略班（課長）		
各所属	-			各支部長 各施設長			病院長 部長付き 各支部長、各施設長		
	A	B	C						
市長直轄部	危機管理班（全員）			□危機管理班（全員）			□危機管理班（全員）		
企画振興部	-	※1	※2	次の部・班のあらかじめ指定され た職員 □秘書班			原則として各所 属 2 名以上の職員 （課長 補佐級以上 の職員を含む） ※3  総務班（全員） 公有財産管理班 （全員）  各所属職員の 1/2 程度の職員（係長級 以上の職員を含む） ※4  総務班（全員） 公有財産管理班 （全員）  震災時：建設部 （全員）		
スポーツ部	-	※1	※2	□企画班、まちづくり推進班、情報 政策班、広報戦略班、人権政策班、 人権・福祉交流会館班					
総務部	-	※1	※2	□スポーツ振興班、 <b>国スポ・障スポ 総務班、国スポ・障スポ競技班</b>					
人事部	-	※1	※2	□総務班（班編成）、公有財産管理 班（班編成）、財政班、税務班、 債権管理班、契約監理班、議会班、 出納・監査班、					
市民環境部	-	※1	※2	□ <b>人事班、働き方・業務改革推進班</b> □生活環境班、ライフサービス班、 保険年金班、清掃センター班					
福祉保健部	-	※1	※2	□社会福祉班、障害福祉班、健康推 進班、高齢福祉推進班					
子ども未来部	-	※1	※2	□子ども・若者班、子育て支援班、 幼児班、発達支援センター班、幼 稚園保育所班					
観光文化戦略部	-	※1	※2	□ <b>観光交流班、エンタテインメント 班、文化財班、文化振興班</b>					
産業部	-	-	※2	□ <b>農林水産班、地域経済振興班、農 業委員会班、</b> □建設管理班、道路河川班、 <b>市街地 整備班、建築班</b>					
建設部	道路河川班（震災・ 風水雪害時）、建設管 理班（震災・風水雪害 時）のあらかじめ指 定された職員			※2					
都市政策部	<b>都市政策部（風水 雪害時）のあらかじ め指定された職員</b>			※2					
上下水道部	上下水道部（震災 時）のあらかじめ指 定された職員			※2					
教育部	-	※1	※2	□教育総務班、学校教育班、学校支 援・人権・いじめ対策班、生涯学習 班、学校 ICT 推進班、彦根城博物 館班、図書館班 □支所・出張所 □左記※1 □左記※2					
消防部	警防班（風水雪害 時）のあらかじめ指 定された職員			-			【別に定める「彦根市消防計画（第 12 章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】		
病院部	-	-	-	□病院事務局班		上記※3 に同じ	上記※4 に同じ	全員	
避難場所担当 施設管理者	※1 避難場所（土砂災害） ※2 自主避難施設			避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者 ※緊急初動対策チーム（震度 5 強以上）					

別紙 2

イ 原子力災害

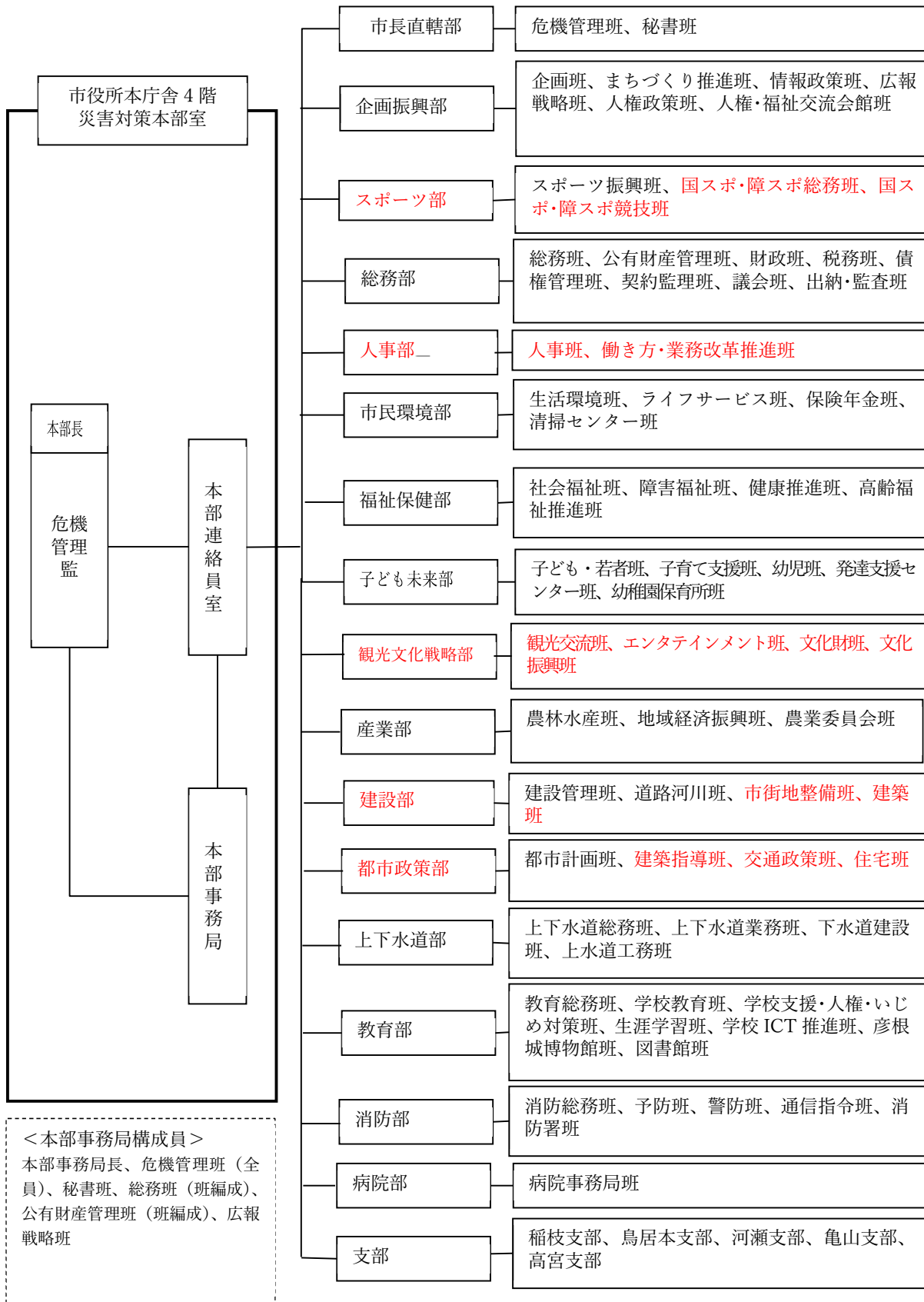
動員	警戒第 1 号 (フェーズ 1)	警戒第 2 号 (フェーズ 2)	災対第 2 配備 (フェーズ 3)	災対第 3 配備 (フェーズ 4)
本部室	危機管理監	危機管理監 本部連絡員	本部長 副本部長 本部長付き 危機管理監 部長 本部付き 本部連絡員	
事務局	—	本部事務局長、危機管理班 (全員)、秘書班、総務班 (班編成)、公有財産管理班 (班編成)、広報戦略班	本部事務局長、危機管理班 (全員)、秘書班、総務班 (班編成)、公有財産管理班 (班編成)、広報戦略班 (課長)	
各所属	—	各支部長 各施設長	病院長 部長付き 各支部長 各施設長	
市長直轄部	危機管理班 (全員)	危機管理班 (全員)	危機管理班 (全員)	全員
企画振興部	—	次の部・班のあらかじめ指定された職員 <input type="checkbox"/> 秘書班	各所属職員の 1/2 程度の職員 (係長級以上の職員を含む)  総務班 (全員) 公有財産管理 (全員)	
スポーツ部	—	<input type="checkbox"/> 企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班		
総務部	—	<input type="checkbox"/> スポーツ振興班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班		
人事部	—	<input type="checkbox"/> 総務班 (班編成)、公有財産管理班 (班編成)、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、議会班、出納・監査班、 <input type="checkbox"/> 人事班、働き方・業務改革推進班		
市民環境部	—	<input type="checkbox"/> 生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班		
福祉保健部	—	<input type="checkbox"/> 社会福祉班、障害福祉班、高齢福祉推進班、健康推進班		
子ども未来部	—	<input type="checkbox"/> 子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班		
観光文化戦略部	—	<input type="checkbox"/> 観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班		
産業部	—	<input type="checkbox"/> 農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班		
建設部	—	<input type="checkbox"/> 建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班		
都市政策班	—	<input type="checkbox"/> 都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班		
上下水道部	—	<input type="checkbox"/> 上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班		
教育部	—	<input type="checkbox"/> 教育総務班、学校教育班、学校 ICT 推進班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、彦根城博物館班、図書館班		
消防部	警防班	【別に定める「彦根市消防計画 (第 12 章招集計画)」 (消防本部策定) に基づく】		
病院部	—	<input type="checkbox"/> 病院事務局班	各所属職員の 1/2 程度の職員 (係長級以上の職員を含む)	全員

別紙 3

(1) 市災害警戒本部体制図

ア 風水害等、地震災害、事故災害

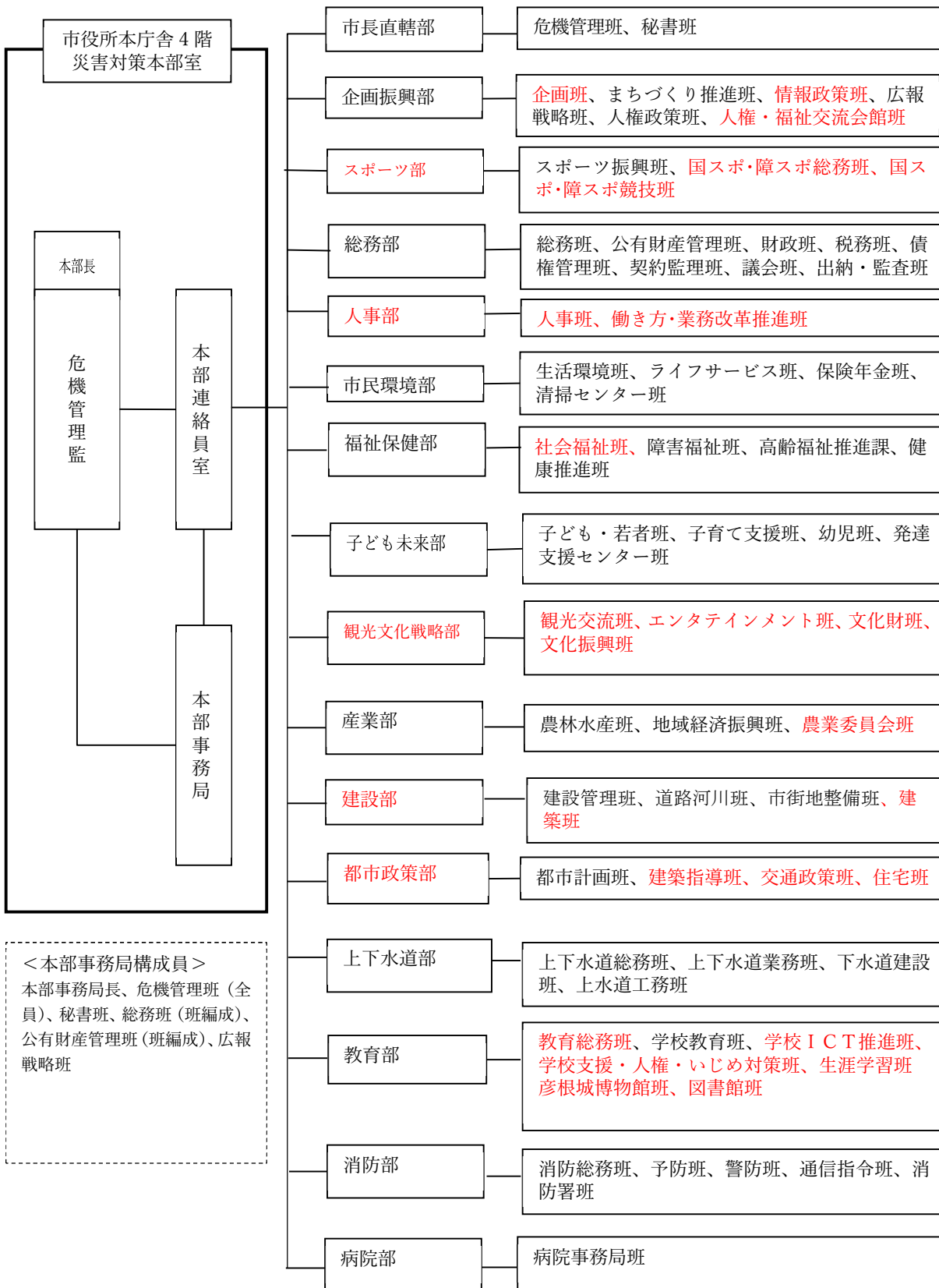
災害警戒本部体制および事故災害警戒本部体制は次のとおりとする。



別紙 4

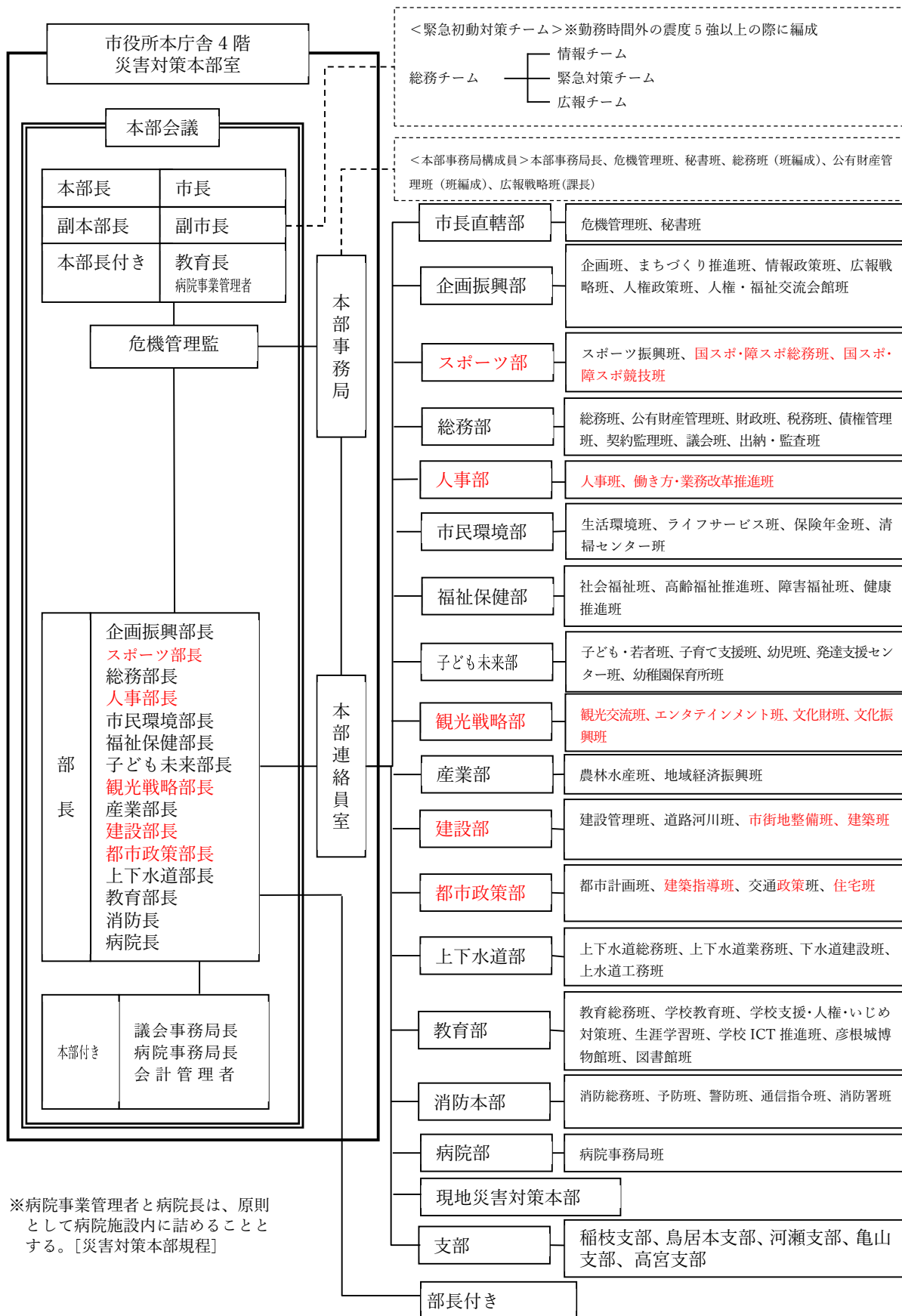
イ 原子力災害

原子力災害警戒本部体制は次のとおりとする。



(1) 市災害対策本部体制図

災害対策本部体制は次のとおりとする。



※病院事業管理者と病院長は、原則として病院施設内に詰めることとする。[災害対策本部規程]

別紙 6

イ 本部連絡員名簿

区分	連絡員		連絡事項
	所属部	担当職	
室長	市長直轄部	市長直轄組織副参事	総括および市長直轄組織に関する事項の連絡
	企画振興部	企画振興部次長	企画振興部に関する事項の連絡
	スポーツ部	スポーツ部次長	スポーツ部に関する事項の連絡
	総務部	総務部次長	総務部に関する事項の連絡
	人事部	人事部次長	人事部に関する事項の連絡
	市民環境部	市民環境部次長	市民環境部に関する事項の連絡
	福祉保健部	福祉保健部次長	福祉保健部に関する事項の連絡
	子ども未来部	子ども未来部次長	子ども未来部に関する事項の連絡
	観光文化戦略部	観光文化戦略部次長	観光文化戦略部に関する事項の連絡
	産業部	産業部次長	産業部に関する事項の連絡
	建設部	建設部次長	建設部に関する事項の連絡
	都市政策部	都市政策部次長	都市政策部に関する事項の連絡
	上下水道部	上下水道部次長	上下水道部に関する事項の連絡
	教育部	教育部次長	教育部に関する事項の連絡
	消防部	消防総務課長	消防本部に関する事項の連絡
病院部	市立病院事務局次長	病院部に関する事項の連絡	

別紙 7

(17) 組織編成

ア 市災害対策本部の組織編成 (部別班編成)

部	本部長						その他の職員 (所属する職員)
	部長	本部連絡員	本部付き	部長付き	班	班長	
市長直轄部		副参事			危機管理班 秘書班	危機管理課長 秘書課長	危機管理課 秘書課
企画振興部	企画振興部長	企画振興部次長			企画班	企画課長	企画課
					まちづくり推進班	まちづくり推進課長	まちづくり推進課
					情報政策班	情報政策課長	情報政策課
					広報戦略班	広報戦略課長	広報戦略課
					人権政策班	人権政策課長	人権政策課、市民交流センター
人権・福祉交流会館班	人権・福祉交流会館長	人権・福祉交流会館					
スポーツ部	スポーツ部長	スポーツ部次長			スポーツ振興班	スポーツ振興課長	スポーツ振興課
					国スポ・障スポ総務班	国スポ・障スポ総務課長	国スポ・障スポ総務課
					国スポ・障スポ競技班	国スポ・障スポ競技課長	国スポ・障スポ競技課
総務部	総務部長	総務部次長	議会事務局 局長 会計管理者	総務部参事 (契約監理室長)	総務班	総務課長	総務課、選挙管理委員会事務局
					公有財産管理班	公有財産管理課長	公有財産管理課
					財政班	財政課長	財政課
					税務班	税務課長	税務課
					債権管理班	債権管理課長	債権管理課
					契約監理班	契約監理室次長	契約監理室
					議会班	議会事務局次長	議会事務局
					出納・監査班	出納室長	出納室、監査委員事務局
人事部	人事部長	人事部次長			人事班	人事課長	人事課
					働き方・業務改革推進班	働き方・業務改革推進課長	働き方・業務改革推進課
市民環境部	市民環境部長	市民環境部次長		市民環境部参事	生活環境班	生活環境課長	生活環境課
					ライフサービス班	ライフサービス課長	ライフサービス課

部	本部長						その他の職員 (所属する職員)
	部長	本部連絡 員	本部付き	部長付き	班	班長	
					保険年金班	保険年金課長	保険年金課
					清掃センター班	清掃センター副所長	清掃センター
福祉保健部	福祉保健部長	福祉保健部次長			社会福祉班	社会福祉課長	社会福祉課
					高齢福祉推進班	高齢福祉推進課長	高齢福祉推進課
					障害福祉班	障害福祉課長	障害福祉課、障害者福祉センター
					健康推進班	健康推進課長	健康推進課
子ども未来部	子ども未来部長	子ども未来部次長			子ども・若者班	子ども・若者課長	子ども・若者課
					子育て支援班	子育て支援課長	子育て支援課
					幼児班	幼児課長	幼児課
					発達支援センター班	発達支援センター所長	発達支援センター
					幼稚園保育所班	幼稚園長、保育所長、認定こども園長	幼稚園(8)、保育所(3)、認定こども園(1)
観光文化戦略部	観光文化戦略部長	観光文化戦略部次長			観光交流班	観光交流課長	観光交流課
					エンタテインメント班	エンタテインメント課長	エンタテインメント課
					文化財班	文化財課長	文化財課
					文化振興班	文化振興課長	文化振興課
産業部	産業部長	産業部次長			農林水産班	農林水産課長	農林水産課、農村環境改善センター
					地域経済振興班	地域経済振興課長	地域経済振興課
					農業委員会班	農業委員会事務局長	農業委員会
建設部	建設部長	建設部次長			建設管理班	建設管理課長	建設管理課
					道路河川班	道路河川課長	道路河川課
					市街地整備班	市街地整備課長	市街地整備課
					建築班	建築課長	建築課
都市政策部	都市政策部長	都市政策部次長			都市計画班	都市計画課長	都市計画課
					建築指導班	建築指導課長	建築指導課
					交通政策班	交通政策課長	交通政策課
					住宅班	住宅課長	住宅課
上下水道部	上下水道部長	上下水道部次長			上下水道総務班	上下水道総務課長	上下水道総務課
					上下水道業務班	上下水道業務課長	上下水道業務課
					下水道建設班	下水道建設課長	下水道建設課
					上水道工務班	上水道工務課長	上水道工務課
教育部	教育部長	教育部次長			教育総務班	教育総務課長	教育総務課
					学校教育班	学校教育課長	学校教育課 学校給食センター
					学校ICT推進班	学校ICT推進課長	学校ICT推進課
					学校支援・人権・いじめ対策課	学校支援・人権・いじめ対策課長	学校支援・人権・いじめ対策課
					生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課、地区公民館
					彦根城博物館班	彦根城博物館長	彦根城博物館管理課
					図書館班	図書館長	図書館
消防部	消防長	消防総務課長			消防総務班	消防総務課長補佐	消防本部、消防署
					予防班	予防課長	
					警防班	警防課長	
					通信指令班	通信指令課長	
					消防署班	副署長	
病院部	病院長	市立病院事務局次長	市立病院事務局長		病院事務局班	編成の都度任命	市立病院